

守口市 SDGs 推進方針

SDGs (Sustainable Development Goals、エスディジェーズ) は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGs では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むこととされています。

守口市では、第 6 次守口市総合基本計画に掲げる将来都市像「いつまでも住み続けたいまち守口 ～ 暮らしやすさが、ちよんどええよ ～」の実現に向けた、まちづくりの目標の一つとして「持続可能な都市づくりを進めるまち」を定めています。

1 取組方針

守口市は、第 6 次守口市総合基本計画の将来都市像の実現に向け、市民、市内各団体、事業者等と協働しつつ、各施策に取り組むことを通じて、SDGs の目標の達成に貢献します。

2 主な取組 (第 6 次守口市総合基本計画)

(1) SDGs の周知・啓発

SDGs が広く市民や企業等に浸透するよう、SDGs の達成に向けた取組の意義について周知啓発を行う等、積極的な情報発信を行います。

(2) 公民連携による事業実施

SDGs の枠組みを活用した多様な主体との共創を進めていくため、企業や大学との包括連携協定等を活用し、対話・連携・協働の場と仕組みを整えます。

3 具体的取組事項

(1) SDGs の周知・啓発

- ・ホームページの作成 (SDGs の紹介及び市の取組紹介)
- ・その他 SDGs の普及啓発を実施

(2) 公民連携による事業実施

- ・SDGs を活用した公民連携の推進(包括連携協定を含む。)

(3) 全庁取組事項

- ・全職員が、SDGs の理念を念頭に、施策を立案
- ・個別計画を策定する際には、SDGs のアイコンを表示

4 取組期間

この方針に基づく取組期間は、SDGs の目標年次である 2030(令和 12)年までとします。

5 その他

この方針の実施に関し必要な事項は、企画主管課が別に定めます。